別表第四十九（第八条第二項関係）〔平成32年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成30年	
			4月	10月
			円	円
平成30年	5月	昭和33年5月2日から昭和33年6月1日までに生まれた者	400	—
	6月	昭和33年6月2日から昭和33年7月1日までに生まれた者	800	—
	7月	昭和33年7月2日から昭和33年8月1日までに生まれた者	1,190	—
	8月	昭和33年8月2日から昭和33年9月1日までに生まれた者	1,590	—
	9月	昭和33年9月2日から昭和33年10月1日までに生まれた者	1,980	—
	10月	昭和33年10月2日から昭和33年11月1日までに生まれた者	2,370	—
	11月	昭和33年11月2日から昭和33年12月1日までに生まれた者	2,760	400
	12月	昭和33年12月2日から昭和34年1月1日までに生まれた者	3,150	800
平成31年	1月	昭和34年1月2日から昭和34年2月1日までに生まれた者	3,540	1,190
	2月	昭和34年2月2日から昭和34年3月1日までに生まれた者	3,930	1,590
	3月	昭和34年3月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者	4,310	1,980
	4月	昭和34年4月2日から昭和34年5月1日までに生まれた者	4,700	2,370
	5月	昭和34年5月2日から昭和34年6月1日までに生まれた者	5,080	—
	6月	昭和34年6月2日から昭和34年7月1日までに生まれた者	5,460	—
	7月	昭和34年7月2日から昭和34年8月1日までに生まれた者	5,850	—
	8月	昭和34年8月2日から昭和34年9月1日までに生まれた者	6,230	—
	9月	昭和34年9月2日から昭和34年10月1日までに生まれた者	6,600	—
	10月	昭和34年10月2日から昭和34年11月1日までに生まれた者	6,980	—
	11月	昭和34年11月2日から昭和34年12月1日までに生まれた者	7,360	—
	12月	昭和34年12月2日から昭和35年1月1日までに生まれた者	7,730	—
平成32年	1月	昭和35年1月2日から昭和35年2月1日までに生まれた者	8,100	—
	2月	昭和35年2月2日から昭和35年3月1日までに生まれた者	8,480	—
	3月	昭和35年3月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者	8,850	—